

# 重 要

神ト協発第212号  
令和3年 1月9日

会 員 各 位

一般社団法人神奈川県トラック協会  
会 長 吉 田 修 一  
(公印省略)

## 新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言発令に伴う対応について

会員各位におかれましては、平素当協会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、令和3年1月7日、新型コロナウイルスの急速な感染拡大を踏まえ東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を4都県を対象に、令和3年1月8日から2月7日まで「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特措法」という。）に基づく緊急事態措置を行う旨、宣言を致しました。また、この宣言を受け、神奈川県では、緊急事態措置に係る実施方針を定め、県民、事業者等に対して外出自粛等の協力要請を行っております。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した基本的対処方針（令和3年1月7日変更）において、国民生活の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分な感染防止対策を講じつつ、業務の継続を求めており、トラック運送事業者も対象とされております。更に、当協会は、特措法に基づき神奈川県より指定地方公共機関に指定されており、会員事業者には例えば医薬品や防護服といった緊急物資輸送の要請・指示が行われる場合があります。

会員各位におかれましては、新型コロナウイルスによる影響調査等により、事業の持続的維持に大変ご苦労されている状況が伺えるところでありますが、輸送業務の停滞による県民生活や経済への影響を最小限にするため、引き続き輸送力の確保にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当協会におきましては、会員からの日常的な問い合わせ等にもこれまでどおり対応できるように体制を確保致しますとともに、新型コロナウイルス対策本部において協会本部防災対策室を中心に、各サービスセンターとも連携し、関係情報の収集・会員への発信、緊急物資輸送に係る会員との連絡調整等に当たることとしておりますのでご承知おき頂きますようお願い致します。

### 【お問い合わせ】

(一社) 神奈川県トラック協会  
防災対策室 (総務部)

電話 045-471-5511